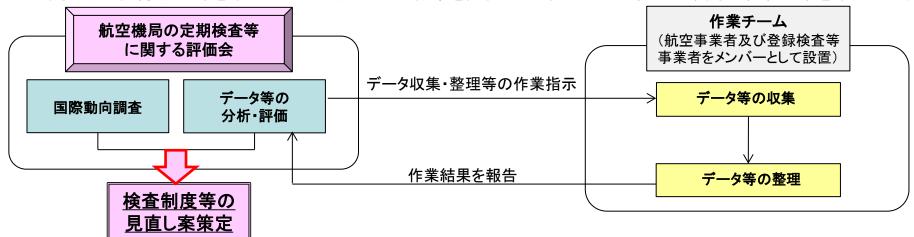
航空機局の定期検査等に関する評価会について

評価会の体制

評価会より、作業チームに対して無線設備の信頼性に関するデータの収集及び無線局の管理・検査の在り方に関するデータの収集等を指示し、作業チームにおいて収集・整理したこれらのデータ等を評価会に報告させるとともに、その報告内容と評価会で調査する国際動向等を踏まえた上で、これらの結果を評価し、必要に応じて検査制度等の見直し案を策定する。



評価会の検討事項

▶ 航空機局の無線設備の信頼性に関するデータの収集・評価

無線設備の取卸し内容や不具合の発生状況、不具合への対処内容等、航空機局としての運用に適した状態が常に維持されているかについて把握できる情報(航空機局の無線設備の信頼性に関するデータ、航空機局の運用状況及び管理状況等が把握出来る情報、現場で発生しているヒヤリハットに関する情報、管理体制等の仕組みがわかる体系図 等)を作業チームで収集・整理したデータを、評価会において評価する。

▶ 航空機局の検査制度に関する国際動向の調査

評価会において、航空機に搭載する無線局の管理・運用方法に関する国際動向情報を収集し、分析する。

▶ 航空機局の検査制度及び管理・検査の在り方

免許人(整備等を登録検査等事業者に委託している場合は当該事業者を含む。)から、航空機局の管理体制及び管理状況等が把握できる資料(フライト・ログ、無線局点検記録簿、アンケート調査への回答等)を収集し、作業チームにおいて整理して、評価会において評価し、定期検査の周期の延長等について検討する。なお、共通予備装置の製造番号を登録する際の検査省略については、参考資料のとおり、関係省令の改正を早急に行う。

▶ その他、検討すべき課題

評価会において検討を進める中で必要と判断された場合は、作業チームにデータの収集・整理を指示し、そのデータを評価する。

(参考) 作業チーム構成案

作業チームは、検査データ等の評価やとりまとめ作業等の実際の作業が行える免許人や登録検査等事業者等により構成。 構成案は以下の通り。

なお評価会座長が、評価会構成員等を指名し、作業チームに出席させることができることとする。

【主 任】

評価会座長が指名する者

【定期航空運送事業者】

- ・ 定期航空協会 (定期航空協会内から、会議等への出席メンバーを選出頂けるように依頼)
- LCC(Low Cost Carrier)各社
- その他

【航空機使用事業者】

・ 全国航空事業連合会小型機部門 (会議等への出席は、全国航空事業連合会小型機部門の代表者に出席依頼)

【自家用航空機免許人】

登録検査等事業者 (大手の登録検査等事業者に出席依頼)

【オブザーバー】

関東総合通信局(航空海上課) 等

【その他】

評価会座長が指名する者